

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置電解槽出口流量調節弁及び同排出弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
2	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A, B)ストレーナベント弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
3	3号機	原子炉建屋主蒸気管トンネル室において、照明ケーブル用中継ボックスのカバー外れが認められたため、当該カバーを取付。	D	
4	4号機	電力系統電圧制御装置において、押しボタンスイッチの破損(2個)及び動作不良(1個:動きが鈍い)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
5	4号機	主発電機点検時、ブラシ保持器と集電環の隙間寸法値に、管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
6	4号機	加熱蒸気戻り系回収タンク水位スイッチ(低側)の動作不良によりポンプの起動が出来ない事象が認められたため、当該スイッチを点検。	D	
7	4号機	局部出力領域モニタ検出器電気特性試験に伴う作業準備安全処置復旧時、準備作業の画面操作時に実施する局部出力領域モニタのバイパス復旧を忘れ、原子炉自動停止信号を発生させたため、対応検討。	C	
8	4号機	主蒸気管トンネル室の圧力逃がし板が破損しているため、当該板を補修。	D	
9	4号機	酸素注入系空気作動弁の動作試験時、弁開閉切り替えスイッチに動作不良(開閉出来ない)が認められたため、当該切り替えスイッチを補修。	D	
10	補助ボイラー	補助ボイラー(A)系ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802